

No	ページ	項目	質問内容	回答
81	16	前提条件	・ターゲットイヤー2040年は、この都市空間デザインが実現するのに2040年までかかるということでしょうか。	・2040年は本事業の完成年度を示すものではなく、自動運転などの技術革新が2040年まで進んでいることを想定していただく技術革新などの想定年度になります。 ・本事業は、コンペ完了後、速やかに基本設計に着手し、その後も県管理部分を中心に、遅延なく事業を推進していく予定です。
80	16	前提条件	・概算事業費の上限額70億円には、五差路の交差点改良に関する費用は含まれていますでしょうか。	・概算事業費の上限額70億円には、五差路の交差点改良に関する費用と、市道の4車線化に関する費用は含まれていません。また、沿道の再開発に関する費用も含まれていません。
79	21	前提条件	・県民広場内の掘削不可範囲について、資料4緑色枠内、「芝生広場」範囲のみと考えてよろしいか。	・そのとおりです。
78	7	入札参加資格	・「本件基本設計契約を締結するまでに、以下の条件を満たすこととする～「群馬県建設工事に係る調査・測量・建設コンサルタント等委託業務共同企業体取扱要綱」により、入札参加資格者名簿に登録されること。」とありますが、現状入札参加資格を持たない企業において、本件基本設計契約の締結時期までに、入札手続きを完了することは可能でしょうか。	・本件基本設計契約の締結時期までに、入札参加資格者名簿への登録を完了することは可能です。 ・詳しくは、質問No.2を参照ください。
77	6 7	コンペの仕組み	・基本設計以後の業務(詳細設計・工事監理等)についてご想定があればお教えてください。	・募集要項P.6、P.7の「②最優秀提案者との本デザインコンペ後の関わり方」に記載のとおりです。
76	24	前提条件	・道路内の埋設インフラ等で特に注意すべきものがございましたらお教えてください。 また、埋設インフラ等の位置、内容を図示した資料がありましたら、共有ください。	・地下埋設物に関する資料については、応募予定登録をいただいた方に別途個別に送付いたします。なお、施設管理者のセキュリティ上の理由により、提供不可な資料がある場合がございますので、この場合はご了承ください。
75	18 19	前提条件	・「道路空間の再編は、現況の道路空間内(道路区域内)で行うものとする。」とありますが、文中の「道路空間内(道路区域内)」とはどの範囲を示しているのか、具体的にお教えてください。	・資料-1「提案範囲図」を参照ください。
74	7	随意契約を行う者の条件	・「本件基本設計契約を締結するまでに、以下の条件を満たすこととする～「群馬県建設工事に係る調査・測量・建設コンサルタント等委託業務共同企業体取扱要綱」により、入札参加資格者名簿に登録されること。」とありますが、企業の所在地が海外の場合、日本国内に支社等を作らずとも、入札参加資格の手続きは可能でしょうか。	・企業の所在地が海外の場合、日本国内に支社などがなくても、入札参加資格者名簿の登録申請は可能です。 ・詳しくは、質問No.2を参照ください。

73	7 ~ 10	応募資格	・「本件基本設計契約を締結するまでに、以下の条件を満たすこととする」とありますが、③(ii)(イ)の項目については「3.応募資格」においても必要事項として記載されています。デザインコンペ応募時点ではなく、本件基本設計契約を締結するまでに技術士等の配置する((イ)を満たす)方針でも応募可能でしょうか。	・応募時点において、技術士の「都市及び地方計画」と「道路」のそれぞれ1名以上を配置することが応募資格条件となります。
72	—	その他	・県民広場の図面、県民広場を含む提案範囲の道路のCADデータの共有は可能でしょうか。	・質問No.13、No.16により、道路台帳、県民広場に関するCADデータは公表済みです。
71	—	その他	・地下も含めた断面図、又は地下埋設物等が分かる資料はありますでしょうか。	・地下埋設物に関する資料については、応募予定登録をいただいた方に別途個別に送付いたします。なお、施設管理者のセキュリティ上の理由により、提供不可な資料がある場合がございますので、この場合はご了承ください。
70	—	その他	・県民広場、県庁前-本町一丁目まで道路(市道00-017号)の断面図はありますでしょうか。	・県民広場、県庁前～本町一丁目まで道路の断面図はございません。
69	—	その他	・県民広場内、盛土は可能でしょうか。また地上から何mまでは盛土が可能といった指針はありますでしょうか。	・前提条件を考慮した上で、県民広場内の盛土は可能です。また、盛土の高さに関する指針はございませんが、盛土構造の安全性に配慮してください。
68	—	その他	・県民広場内、芝生広場について、樹木等を植える際、地上から何mまでは掘削、根切り可能といった指針はありますでしょうか。	・募集要項P.21の県民広場の前提条件に記載のとおり、芝生広場における掘削は不可とします。
67	21	前提条件	・15,000人規模のイベントは、屋根のない青天スペースでよいか。又は、仮設的な屋根程度を設ける想定でしょうか。	・イベント開催時の屋根の有無について、具体的な想定はございません。
66	19	前提条件	・五差路交差点→四差路になる際の新しい道路図面はありますでしょうか。	・本町二丁目五差路交差点の変更後の計画図等はございません。
65	17	前提条件	・自転車の通行幅員は、道路全体で3,0m以上(道路の片側1.5m以上+片側1.5m以上など)と想定すればよいでしょうか。	・そのとおりです。
64	17	前提条件	・トランジットモールに面した駐車場(支道からのアクセス不可)の活用方法の想定はありますでしょうか。	・駐車場を含む沿道と街並みの部分については、アーバンデザインガイドラインを基に、道路空間と一体となって沿道建築物、公開空地やオープンスペースの利活用が進むものと想定していますが、現時点での具体的な想定はございません。
63	17	前提条件	・敷地内を通る路線バスは完全自動運転になる想定でしょうか。	・道路空間を通行する路線バスは、将来的には完全自動運転になることを想定しております。
62	17	前提条件	・県庁～本町二丁目五叉路交差点がトランジットモールとなった際、路線バスの運行頻度は、現在と同等の想定と考えて宜しいでしょうか。	・路線バスの運行頻度は、現在と同等を基本と考えておりますが、技術革新により自動運転車両や輸送効率を上げたバスなどを想定する場合は、その規格などに合わせてご提案ください。

61	16	前提条件	・概算事業費の上限70億円(税込み)の内、道路工事費に当てる費用は、おおよそ何割程度でしょうか。	・募集要項に記載のとおり、70億円のうち、県民広場が10億円を想定しております。残りの60億円が基本設計・実施設計・道路工事費に当たる費用として想定しております。
60	16	前提条件	・道路空間の一部掘り下げは、地下埋設状況上、可能でしょうか(道路勾配等は基準を満す前提の元)。また可能であれば、地上から何mまでは掘削、掘下げて道路を設けることが可能か指針はありますでしょうか。	・地下埋設物に関する資料については、応募予定登録をいただいた方に別途個別に送付いたします。なお、施設管理者のセキュリティ上の理由により、提供不可な資料がある場合がございますので、この場合はご了承ください。 ・地下埋設物に配慮した上で、一部掘り下げることが可能であり、特に掘削深さに関する指針などはございませんので、提案者においてご検討の上、提案してください。
59	16	前提条件	・道路上工作物の最高高さ制限、最低高さ制限の指定はありますでしょうか。	・特に指定はございませんが、道路構造令などの関係法令に準拠してください。
58	10	応募資格	・グループの代表者は、グループの意思決定、グループの管理運営の責任を持つことができれば、土木関係－建設コンサルタント業務に登録のない建築設計事務所でも構いませんでしょうか。	・ご認識の通りグループの代表者は、グループの意思決定や管理運営の責任を持つことができれば、土木関係－建設コンサルタント業務に登録のない建築設計事務所でも構いません。ただし、最優秀提案者となった場合の「本件基本設計契約の随意契約を行う者の条件」については、募集要項P.7を参照ください。
57	7	随意契約を行う者の条件	・構成員の中に、土木関係－建設コンサルタント業務に登録のない建築設計事務所がある場合、この構成員は建築関係建設コンサルタント業務に登録されていれば分担履行方式で結成することができるという理解でよろしいでしょうか。 他の構成員は土木関係－建設コンサルタント業務に登録されています。	・分担履行方式を採用する場合、ご認識の通り構成員に土木関係－建設コンサルタント業務に登録されている構成員がいれば、ほかの構成員は、担当する業務に必要な業種に登録されていれば問題ありません。 (例:担当業務 意匠、デザイン監理 ⇒登録業種 建築関係-建設コンサルタント業務)
56	20	前提条件	・図3の交差点改良イメージについて、現況の五差路では県道前橋停車場線から国道50号への右折レーンが存在しないため、改良後の新設交差点においても県道前橋停車場線から国道50号への右折レーンは不要と考えてよろしいでしょうか。	・新設交差点の交通規制に関して決まっていることはございませんので、提案者においてご検討の上、提案してください。
55	—	—	・資料集で示されている図面のCADデータを提供していただくことは可能でしょうか。	・質問No.13、No.16により、道路台帳、県民広場に関するCADデータは公表済みです。
54	11	提出書類	フォント:MS ゴシック・12pt は登録番号のフォント指定であり、提案書本文には条件がないと考えてよろしいでしょうか。	・当該記載は、登録番号のフォントであり、提案書本文に関するフォントなどに制限はありません。なお、一次審査の提案物は公開展示で同サイズのパネル展示を行うため、成果物とした際に判読可能となるようにご配慮ください。

53	-	二次審査	<ul style="list-style-type: none"> ・二次審査の説明補足資料は、二次審査提出締切と同じ期限になるのでしょうか。(模型など)もしくは、当日持参になるのでしょうか。 ・持ち込みによる説明補足資料の提出は可能でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公開プレゼンに際し使用する、補足説明資料として模型等を用いる場合は、公開プレゼンの当日に持参いただければ結構です。二次審査提出締め切りまでには、募集要項の二次審査提出書類に記載の項目をご提出ください。 ・公開プレゼンテーション時における詳細については、調整中のため、後日1次審査通過者に通知します。
52	-	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・図面のCADデータ配布はありますでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・質問No.13、No.16により、道路台帳、県民広場に関するCADデータは公表済みです。
51	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 提案範囲の地下埋設物(上下水道、電気、ガス等)に関する資料の提供は可能でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下埋設物に関する資料については、応募予定登録をいただいた方に別途個別に送付いたします。なお、施設管理者のセキュリティ上の理由により、提供不可な資料がある場合がございますので、この場合はご了承ください。
50	21	前提条件	<ul style="list-style-type: none"> 「バス停が県庁前交差点の四方に散在しており、不便な利用形態となっているため、これを解決するような提案とすること」とありますが、バス停の箇所数を増減させる提案は可能でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停の箇所数を増減させる提案も可能です。
49	21	前提条件	<ul style="list-style-type: none"> 「バス停が県庁前交差点の四方に散在しており、不便な利用形態となっているため、これを解決するような提案とすること」とありますが、バス停の位置を変更する提案は可能でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停の位置を変更する提案も可能です。
48	20	前提条件	<ul style="list-style-type: none"> 本町二丁目五差路交差点の改良後イメージにある新設交差点の交通規制に関して決まっていることはありますでしょうか(右折禁止等)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新設交差点の交通規制に関して決まっていることはございませんので、提案者においてご検討の上、提案してください。
47	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 本コンペの計画に連動して、前橋駅前のロータリーを改修する具体的な計画があればご提示いただけますでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・募集要項P.48に記載のとおり、「前橋市歴史的風致維持向上計画」に基づき整備を検討しているところであり、前橋駅前ロータリーの改修に関する具体的な計画はございません。
46	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 提案に必要な各箇所の現況の道路断面がわかる図面は提供可能でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・横断図については、道路台帳図に掲載されているものを参照ください。
45	11~13	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 「提出物」における②1次審査提出書類のA2サイズ縦2枚の提案書や、(3)2次審査提出書類のA3サイズ横向きの提案書について、最も小さいフォントサイズ等の規定はありますでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フォントサイズに指定はございませんが、公開展示では、同サイズのパネル展示を行うため、成果物とした際に判読可能となるようにご配慮ください。
44	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 一次審査後の公開展示における地域の意見の聴取について具体的な手法はどのようなものでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一次提案でご提出いただいた提案物を展示し、各提案物に対して、地域の皆様から自由に意見をいただく手法を検討しています。なお、主催者や提案者からの提案物に関する説明や質問への受け答えは致しません。

43	12	提案内容	・「持続的なエリアマネジメントを展開するための公共空間の活用・運営方針」とありますが、ここでのエリアマネジメントとは沿道に隣接する町会、商店街等の既存の地域団体の連携及び運営をイメージされておりますでしょうか。	・エリアマネジメントについて、具体的な対象範囲や、対象団体はございませんが、官民が連携して管理運営することで、本道路空間周辺が一体となって持続的に発展していくことを想定しています。
42	21	前提条件	・「芝生広場については、(中略)地下には埋蔵文化財などがあることから掘削は不可とし」とありますが、「マッピングぐんま」から市道00-017号線全域が遺跡範囲となっておりますが、こちらも掘削が認められない範囲に含まれますでしょうか。現況地盤からの掘削上限と合わせてご教示いただけますでしょうか。	・質問No.41のとおり、包蔵地内においては、埋蔵文化財調査が必要となりますが、道路空間においては、掘削することは可能です。掘削上限は特にございませんが、地下埋設物等に配慮してください。
41	21	前提条件	・県民広場及び芝生広場につきまして、前橋市地図情報システムから公園緑地には該当しないかと存じますが、都市計画上どのような位置づけとなりますでしょうか。また、パークPFIのように、あるエリアで民間事業者が参入する運営方式を導入する可能性はありますでしょうか。	・県民広場や芝生広場は都市計画上の位置づけは特にございけません。民間活力などの活用として、PFIなどの手法を提案することは可能です。
40	21	前提条件	・「芝生広場については、(中略)地下には埋蔵文化財などがあることから掘削は不可とし」とありますが、その他埋蔵文化財調査が必要と想定される範囲があればご教示いただけますでしょうか。	・県民広場及び道路空間の一部が、包蔵地に指定されており、包蔵地においては、埋蔵文化財調査が必要となります。詳細は、マッピングぐんま(https://www2.wagmap.jp/pref-gunma/Portal)の文化財情報を参照ください。
39	21	前提条件	・「広場内の植栽と議会庁舎前の黒松が支障となる場合は移植を前提とする」とありますが、県民広場内での場内移植が前提となりますでしょうか。	・県民広場内の植栽については、場内移植を前提としてください。
38	21	前提条件	・県民広場について、地下躯体範囲及び荷重条件をお示し頂くことは可能でしょうか。	・セキュリティ上の理由から、公表を差し控えさせていただきます。
37	20	前提条件	・図3より創出空間(1500㎡)の具体的な境界線が判別できないのですが、より詳細な範囲を示した図を共有頂くことは可能でしょうか。	・想定している創出空間の範囲を示した、CADデータを公式ウェブサイト(https://creative-city.pref.gunma.jp/)の資料集にて掲載します。
36	19	前提条件	・創出空間(1500㎡)には建築物や工作物の設置は可能でしょうか。	・創出空間における建築物や工作物の設置は可能です。
35	17	前提条件	・トランジットモールに通行するモビリティについて、群馬県や前橋市で取り組まれている自動運転バスやレンタサイクル等に加え、具体的に想定されているものはありますでしょうか。	・具体的に想定しているものはございません。自動運転バスやレンタサイクルなどの他に、トランジットモールに通行するモビリティについては、2040年における技術革新などを見据えたデザイン提案を求めており、提案者において、想定する次世代モビリティの通行を考慮した提案としてください。
34	16	前提条件	・文化的風景の維持のため重視されるけやき並木ですが、現況の位置、樹高、葉張、樹勢等が判別可能な毎木調査及び樹勢調査資料を共有いただくことは可能でしょうか。	・道路空間に植樹されているけやきなどの樹勢調査資料については、応募予定登録をいただいた方に別途個別に送付いたします。

33	16	前提条件	<p>・参考図として提案範囲図、道路台帳附図、横断歩道橋図等を配布頂いておりますが、PDFだけではなく、CADデータの配布の予定はありますでしょうか。また、各道路の縦横断図、地下埋設物の状況が判別可能な図面、県庁舎の各階平面図、断面図、立面図を共有いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>・質問No.13、No.16のとおり、対象敷地全域と県民広場の平面図CADデータのみを資料集に掲載しました。その他の図面については、ございません。 ・県庁舎の詳細な図面については、セキュリティ上の理由から、公表致しかねますが、一般的なフロア配置図は、以下を参照ください。 (URL:https://www.pref.gunma.jp/page/1023.html) ・地下埋設物に関する資料については、応募予定登録をいただいた方に別途個別に送付いたします。なお、施設管理者のセキュリティ上の理由により、提供不可な資料がある場合がございますので、この場合はご了承ください。</p>
32	10	応募資格	<p>・国外参加者で技術者を兼ねる場合、国外での実績並びに、ライセンスとなります。受理して頂けますでしょうか？</p>	<p>・実績については、国外実績でも構いませんが、技術者資格については、技術士の「都市及び地方計画」、「道路」を求めており、日本の資格に限ります。</p>
31	11	提案内容提出書類	<p>・様式4-1並びに4-2で求める証明のための添付資料ですが、国外事業者の場合、外国語表記のものになりますが、受理頂けますでしょうか？</p>	<p>・様式4-1並びに4-2で求める証明のための添付書類については、外国語表記のものでも受理します。</p>
30	7	随意契約を行う者の条件	<p>・“要項内の「基本設計契約の随意契約を行う者の条件」という欄に技術者は、技術士として「都市及び地方計画」、「道路」の分野の資格を有する者をそれぞれ必ず1名以上配置すること”とありますが、日本の資格に限られますでしょうか。また、代表者がどちらかである必要はありますか？</p>	<p>・技術者資格として、技術士の「都市及び地方計画」、「道路」を求めており、日本の資格に限ります。 ・グループの場合は、代表者と構成員を含めグループ内で資格要件を満たすこととしており、必ずしも代表者が技術者資格を有している必要はございません。</p>
29	—	—	<p>・今回の都市計画範囲ですが、添付資料の既存図でマーキングされている範囲に限られるのか、エリアによっては、赤線の外も計画に取り込むことは可能でしょうか。</p>	<p>・沿道と街並みについては、アーバンデザインガイドラインを基に、沿道の建築物、公開空地やオープンスペースの利活用が進むものと想定し、それらを踏まえた道路空間を提案してください。</p>
28	—	—	<p>・県民広場計画ですが、一般車両のアクセスを排除もしくは制限、もしくは出入口を東側のみで国道17号側を制限等の計画に可能性はありますか？</p>	<p>・県民駐車場への一般車両の出入り、及び公用車の出入りを確保すれば、一部の一般車両を排除もしくは制限することは可能です。</p>

27	-	-	・主催者側でシェア出来る、CADやGISといった、図面等に使用可能なデジタルデータはありますか？	・質問No.13、No.16により、道路台帳、県民広場に関するCADデータは公表済みです。
26	21	前提条件	・県庁前の芝生エリアにあるプラザは保存予定か、まったく新しい提案をしてもよろしいでしょうか？	・芝生広場については、既存の芝生面積以上を県民広場内に設ければ、新しい提案は可能です。
25	10	応募資格	・「参加表明兼誓約書」の受理以降における、代表者及び構成員の変更は原則認めない。”とありますが、1次から2次の段階で構成員を加えることは可能ですか？	・質問No.4により以下のとおり募集要項P.10の記載を見直しております。 ②「応募予定登録書」の受理以降における、代表者の変更は原則認めない。 ③「参加表明兼誓約書」の受理以降における、構成員の変更は原則認めない。 ・このため、「応募予定登録書」の受理以降は代表者の、「参加表明兼誓約書」の受理以降は構成員の変更(増減含む)は認めません。
24	7	随意契約を行う者の条件	・外国事業者でもコンペ終了後に「土木関係—建設コンサルタント業務」の業種に登録することができますか。 ・外国事業者で登録できない場合、チームの代表者が登録されている場合はチームの一員として基本設計に参加することはできますか。	・質問No.2に記載のとおり、「土木関係—建設コンサルタント業務」については、国土交通大臣の建設コンサルタント登録、または過去10年以内に当該業務の実績が認められる場合は資格認定要件を満たすため、国内に事業拠点が無くとも、過去10年以内に実績が認められる場合は、申請をいただくことが可能であり、コンペ終了後でも申請及び登録は可能となります。 ・申請に当たっては、「ぐんま電子入札共同システム」にて必要事項を入力いただき、必要書類を郵送いただく必要がありますが、原本提出が必要な書類はありませんので、共同企業体構成員予定企業に協力を仰ぐ等、効率的な郵送方法を御検討ください。 ・なお、申請をいただく際のシステムの入力や提出書類について不明な点等がありましたら、群馬県 建設企画課 電子システム係(027-898-2846)までお問い合わせください。
23	-	-	・前橋市内のトラフィックデータ(ピーク時)もしくは、今回のけやき並木通りの変化に伴うトラフィックインパクトデータなどシェアして頂けるような既存データはありますか？	・前橋市内のトラフィックデータは「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査」を参照ください。また、ピーク時については、時間帯別交通量表を参照ください。(URL:https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/)なお、現状提供可能な既存データについては、「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査」のみとなります。

22	-	-	・応募予定登録書並びにグループ構成員応募予定登録書にて“印”が求められていますが、国外応募者の場合、イニシャルで代行できますか？	・国外応募者の場合、“印”の代わりに、イニシャルでの代行を想定しています。
21	17 18 19	前提条件	・道路空間の掘削に関する制限はあるか。また、地盤状況や、既存配管の位置がわかる断面図等の資料はあるか。	・道路空間においては、掘削に関する制限はございません。 ・地盤状況の参考としまして、国土地盤情報検索サイト「KuniJiban (https://www.kunijiban.pwri.go.jp/jp/)」をご参照ください。 ・地下埋設物に関する資料については、応募予定登録をいただいた方に別途個別に送付いたします。なお、施設管理者のセキュリティ上の理由により、提供不可な資料がある場合がございますので、この場合はご了承ください。
20	17	前提条件	・許可車両(緊急車両、荷捌き車両等)には道路沿いに住む住民の自家用車も含まれるのか。また、時間帯による交通規制はあるか。	・必要に応じて、許可車両には、道路沿いに住む住民の自家用車を含むことも想定しています。なお、現状、提案範囲において、時間帯により一部区間でバス優先レーンとなる場合がございます。
19	16 19 20	前提条件	・用地補償費は除くとあるが、5差路の市道改良部分における建物補償費の取り扱いも同様に見込まないことで良いか。	・5差路の市道改良部分における建物補償費の取扱いも同様に見込まなくて結構です。
18	11	提案内容 提出書類	・様式4-1の業務実績は応募企業の、様式4-2の技術者は本業務に携わる技術者(前職等を含む)で良いか。	・様式4-1の業務実績は応募企業又はグループの場合は代表企業の、様式4-2は、様式4-1の「2技術者の配置体制」で記載の技術者の経歴等(前職等を含む)を記載してください。
17	-	-	・対象敷地全域について、銅像など既存アートの撤去または移設等の可否を教えてください。	・既存アートなどの撤去または移設については、可能とします。

16	21	県民広場 提案範囲	・県民広場敷地について、配布資料の平面図と、実際の現地状況が異なりました。最新の状態を表した平面図及びCAD データを提供いただくことは可能でしょうか。	・県で所有している最新版は提供可能です。現地状況と異なる箇所がありましたら、提案者にて補完をお願いします。なお、CADデータは、公式ウェブサイト (https://creative-city.pref.gunma.jp/) の資料集にて掲載します。
15	21	県民広場 提案範囲	・県民広場敷地について、要項上の記載面積(6400m ²)と、別添図面に示された範囲を算定した面積(15000m ² 程度)が乖離していました。6400m ² が示す範囲を図示等で明示願います。	・県民広場の提案面積について、芝生広場、議会庁舎前広場及び県庁内通路を含めて約15,000m ² が正しいです。このため、募集要項P.21(3)県民広場①提案の範囲の面積を修正しました。
14	19	本町二丁目五差路 交差点	・本町二丁目五差路交差点について、変更後の計画図等は既にありませんでしょうか。またその資料(可能であればCAD データも)を提供いただくことは可能でしょうか。	・本町二丁目五差路交差点の変更後の計画図等はありません。
13	17	提案の範囲	・対象敷地全域について、現況平面図のCADデータを提供頂くことは可能でしょうか。	・県で所有している最新版は提供可能です。現地状況と異なる箇所がありましたら、提案者にて補完をお願いします。なお、CADデータは、公式ウェブサイト (https://creative-city.pref.gunma.jp/) の資料集にて掲載します。
12	11	提出書類	・様式3-2 共同企業体構成員参加表明兼誓約書とありますが、グループ構成員参加表明兼誓約書が正しいと考えてよろしいでしょうか。	・グループ構成員参加表明兼誓約書が正しいです。このため、募集要項P.11の「共同企業体」を「グループ」に修正しました。
11	11	提出書類	・様式3-1-2 参加表明兼誓約書(共同企業体用)とありますが、参加表明兼誓約書(グループ用)が正しいと考えてよろしいでしょうか。	・参加表明兼誓約書(グループ用)が正しいです。このため、募集要項P.11の「共同企業体」を「グループ」に修正しました。

10	11	提出書類	・様式1-1-2 応募予定登録書(共同企業体用)とありますが、応募予定登録書(グループ用)が正しいと考えてよろしいでしょうか。	・応募予定登録書(グループ用)が正しいです。このため、募集要項P.11の「共同企業体」を「グループ」に修正しました。
9	6	二次審査方法	書類及びプレゼンテーションで使用する言語に英語も加えて頂けないでしょうか。また、弊社が経験してきました国際コンペのプレゼンテーションでは、主催者側が同時通訳を用意するのが一般的でした。提案者側が通訳を用意すると、その分の費用が増えてしまい、海外事務所には不利になります。主催者側で日本語通訳を用意してほしい	募集要項に記載のとおりですが、公開プレゼンテーションの詳細については、調整中のため、後日1次審査通過者に通知します。
8	33	二次審査方法	海外設計事務所として1次審査を通過した場合、2次審査は現場(群馬県)に行きたいと思えます。しかし、渡航費用を考えると、最低賞金100万円を超えてしまいます。その場合はオンラインでのプレゼンになりますが、通信トラブルなどもあるため、できれば現場に行きたいと考えます。海外から公開プレゼンを現場で参加する者を対象に、一定の旅費を支払うことを検討してもらえないでしょうか。	募集要項に記載のとおりですが、公開プレゼンテーションの詳細については、調整中のため、後日1次審査通過者に通知します。
7	10	応募資格	技術士として次の1と2の当該分野の資格を有する者をそれぞれ1名以上配置することが求められています。(1都市および地方計画、2道路)これらの資格の定義が不明瞭です。具体的にどのような資格なのか例をお示し頂けないでしょうか。また、その資格が日本固有の資格である場合、海外設計事務所としてこれらの人員を配することは困難です。その場合は資格者の再考をお願いすることはできませんでしょうか。	デザインの実現性への担保として、日本の技術基準などと適合しているのかを確認していただく意味でも、本コンペでは「技術士」資格を必要な応募資格としています。この技術士資格は日本固有の資格ではありますが、日本の多くの建設コンサルタントが保有しているため、それらと連携することもご検討いただけますと幸いです。 なお、具体的な内容につきましては、以下のURLをご覧ください。 (技術士制度について 令和6年4月 公益社団法人 日本技術士会 https://www.engineer.or.jp/c_topics/001/attached/attach_1680_2.pdf)
6	8,10	随意契約の条件および応募資格	随意契約を行う者の条件および、応募資格にある『技術士として「都市および地方計画」、「道路」の分野の資格を有するもの～』の資格として具体的にどのような資格が認められますでしょうか。	技術士法における「技術士」を応募資格として認めています。この「技術士資格」のうち、「建設部門」における「都市および地方計画」、「道路」の分野を応募資格の条件として定めています。

5	30	二次審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーション参加者の人選は応募者の自由との理解でよろしいでしょうか。 ・プレゼンテーションは対面実施でしょうか、Web実施でしょうか。また対面Web併用は可能でしょうか。 ・プレゼンテーションで使用する言語は日本語と理解しますが、外国語話者が日本語通訳により参加することは可能でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーション参加者(発表者)の人選は提案者の自由ですが、1次審査提出書類の様式4-1「2 技術者の配置体制」で提出いただいた者から人選してください。これに合わせて、様式4-1にこの旨を追記しました。なお、通訳については、この限りではありません。 ・プレゼンテーションについては、対面を基本としますが、実空間に代表者がいて、他の者はオンラインで参加するなどの対応は可能です。なお、現時点では上記を想定していますが、詳細については、1次審査通過者へ個別に通知します。 ・日本語の通訳を提案者側で用意することで、外国語話者がプレゼンテーションに参加することは可能です。
4	10	応募資格	<p>グループで応募する場合「応募予定登録書」提出後、「参加表明書兼誓約書」までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ代表者を変更することは可能でしょうか。 ・グループ構成員を増減させることは可能でしょうか。 	<p>グループで応募する場合の代表者と構成員の取扱いは以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループの代表者は「応募予定登録書」の受理以降における、代表者の変更は原則認めません。これに伴い、募集要項P.10「3.応募資格(vi)」の記載を一部見直しました。 ・グループの構成員を変更する場合は、共同企業体構成員応募予定登録変更申請書(様式3-3)を、参加表明書兼誓約書の提出に併せて添付することで、増減等も含め変更可能です。
3	10	応募資格	<p>「技術士(道路)」「技術士(都市計画及び地方計画)」を1名以上、「デザイン監理者」1名置くことが定められておりますが、いずれかの者を業務委託の「管理技術者」に相当する役割とするとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>違う場合、「管理技術者」に相当する者を別に置く必要があるのでしょうか。</p>	<p>本コンペで配置した技術士資格を有するものが「管理技術者」となることを想定していますが、必ずしもそうでなくても構いません。</p> <p>「管理技術者」を別で配置する場合、管理技術者の要件は、「群馬県設計業務委託仕様書」を参照してください。</p>
2	7	デザインコンペの仕組み	<p>日本国外事業者が共同企業体に参加する場合において、日本国内に事業拠点がなく国土交通大臣の建設コンサルタント登録を受けていない日本国外事業者が群馬県入札参加資格者名簿「土木関係－建設コンサルタント業務」の登録申請をすることは可能なのでしょうか。</p> <p>可能な場合、国外からの書面提出には時間を要することが想定されますが、どのように手続きを行えばよろしいのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「土木関係－建設コンサルタント業務」については、国土交通大臣の建設コンサルタント登録、または過去10年以内に当該業務の実績が認められる場合は資格認定要件を満たすため、国内に事業拠点が無くとも、過去10年以内に実績が認められる場合は、申請をいただくことが可能です。 ・申請に当たっては、「ぐんま電子入札共同システム」にて必要事項を入力いただき、必要書類を郵送いただく必要がありますが、原本提出が必要な書類はありませんので、共同企業体構成員予定企業に協力を仰ぐ等、効率的な郵送方法を御検討ください。 ・なお、申請をいただく際のシステムの入力や提出書類について不明な点等がありましたら、群馬県 建設企画課 電子システム係(027-898-2846)までお問い合わせください。
1	-	-	<p>募集要項は現在日本版のみ公開されているかと思いますが、英語版が公開される予定はございますでしょうか。</p>	<p>募集要項の参考資料として、英訳したものを掲載しますが、詳細な募集要項については、必ず日本語版を参照してください。</p>